

Press Release

三重労働局発表平成27年11月26日

担 | 三 重 労 働 局

雇用均等室長 平井 千恵子 地方短時間労働指導官 杉山 紀子

当 電話 059-226-2318

東海地区・金融機関初!「プラチナくるみん」 認定企業 (株)三重銀行 を認定!!

三重労働局(局長 川口達三)では、次世代育成支援対策推進法(以下、「次世代法」と言います。)に基づく特例認定(通称:プラチナくるみん認定)企業として、**株式会社三重銀行**を認定いたしました。

「プラチナくるみん認定」は、平成27年4月1日より 創設され、次世代法に基づき、子育てサポート企業として 厚生労働大臣の認定(「くるみん認定」)を受けた企業が、 さらに高い水準の取組を行い、特例認定基準を満たした場 合に、受けることができる制度です。

平成27年11月26日現在、三重県内の「くるみん認定」企業は27社ですが、「プラチナくるみん認定」は三重県内で初めてとなります。



特例認定 プラチナくるみんマーク

さらに、三重労働局において、下記のとおり、 特例認定企業認定通知書交付式を行います。

○認定通知書交付式

日時:平成27年12月11日(金)14:00~

場所:三重労働局 局長室

○当日取材でご来局いただく際は、当局までご一報いただきますと幸いです。

<添付資料> (1) (株)三重銀行の取組内容

- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業名一覧
- ③ 参考リーフレット「次世代育成支援対策推進法とは」